

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾 1158-3
三浦労務経営事務所
特定社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811／FAX 0547-45-5821
URL <http://www.masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

4月から、外国人材の受け入れを拡大させる報道をよく耳にします。

当社でもハローワークに求人票を出しているのですが、ここ1年近く応募が全くない状況が続いている、事業の展望を見渡すことが難しいです。今まででは、言葉が通じなかつたり、生活習慣や物事の考え方方が違つたりして、外国人の採用は避けてきたのですが、これから事業を拓くためには外国人材を考える必要があるのではないかと思うようになりました。

4月以降、外国人材の採用はし易くなるのでしょうか？何か、準備することがあるのでしょうか？

【アドバイス】

改正入管法の概要は、次のとおりです。

1. 法の名称

入管法とは、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法」の略です。

法の名称の通り、外国人の出入国を管理するための法律であるので、外国人労働者の入国を制限し、管理するための法律となります。言い換えれば、外国人労働者を採用する企業を規制する法律ではありません。

2. 改正の目的

訪日外国人旅行者数が年間3,000万人(平成30年)を超え、我が国に在留する外国人が264万人(平成30年6月)、就労する外国人が128万人(平成29年10月末)と、それぞれが過去最多を更新しています。

このような状況を踏まえると、『生活者としての外国人』に着目し、外国人が暮らしやすい地域社会づくりが求められるようになりました。

また、国内の就労構成を見ると、少子高齢化のさらなる進展により、高度経済成長を支えてきた団塊世代のリタイアと若年労働者の減少が同時進行しており、人材不足が深刻化する事態に陥っています。

そこで、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、外国人が安心して暮らせる社会の実現が外国人材の受け入れ・共生のために必要だとして、入管法が改正されました。

3. 期待できる雇用機会

今回の入管法によって期待できる雇用は次のとおりです。

①技能実習生だった者で、5年間の実習期間を終えた者【技能実習(2号)修了者】

技能実習2号移行対象職種 全80職種(<https://www.mhlw.go.jp/content/000465403.pdf>)

必要な技能水準と日本語能力水準を満たしている者として、在留資格試験が免除される。

5年間の実習期間後、新たに通算5年の在留資格が与えられる。【特定技能1号】

特定技能1号後は、試験に合格することによって在留期限なし、家族帯同可に以降。【特定技能2号】

②3年間の技能実習を終えて帰国した者【技能実習(2号)】で、新試験に合格した者

技能実習2号以降対象職種 全80職種(①と同じ)

海外で行う技能試験と日本語能力試験に合格することにより、

新たに通算5年の在留資格が与えられる。【特定技能1号】

特定技能1号後は、試験に合格することによって在留期限なし、家族帯同可に以降。【特定技能2号】

③特定技能評価試験に合格した者【特定技能2号】

対象業種(建設業、宿泊業、農業、介護業、造船・舶用工業、ビルクリーニング業、食業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、自動車整備業、航空業の14業種)であること。

熟練した技能を有することを認定する特定技能評価試験に合格する。

在留期限なし、家族帯同可。

4. 採用の方法

①技能実習生に希望を聞き、「特定技能1号」を目指すように促す。

②海外に在住する熟練者を知っている場合は、「特定技能2号」を目指すように促す。

③「特定技能1号」の者や「特定技能2号」の者の求職者情報を入手し、求人応募を促す。